

入札単価の誤りに伴う返還額の公表について
(2021 年 4 月～10 月、2024 年 10 月～11 月)

2025 年 6 月 4 日
一般社団法人 電力需給調整力取引所

取引規程第 61 条（臨機の処置）にもとづき、2021 年 4 月から 10 月、2024 年 10 月から 11 月の入札単価の誤り^{※1}に伴う取引会員から一般送配電事業者への約定料金の返還がございましたので、その返還額をお知らせいたします。

入札単価の誤りが発生した実需給年月	調整力提供者からの返還額 ^{※2} （税抜）
2021 年 4 月	2,189,034 円
2021 年 5 月	2,594,235 円
2021 年 6 月	2,100,855 円
2021 年 7 月	3,348,267 円
2021 年 8 月	1,416,860 円
2021 年 9 月	2,789,866 円
2021 年 10 月	1,665,432 円
2024 年 10 月	1,188,000 円
2024 年 11 月	804,600 円

※1 「事業税相当額に収入割相当額を含む」取引会員が入札単価から収入割相当額（率）を控除しておらず入札単価が過大に算定されておりました。

※2 返還額には事業税相当額および消費税等相当額を除いた金額を記載しています。

取引会員におかれましては、適正な管理体制の構築や担当者への研修の実施等を通して、誤入札を生じさせることのないようにより一層の注意を尽くしていただくよう喚起します。

また、原則として事後的な入札単価の変更を認めておりませんが、第 88 回制度設計専門会合（2023 年 8 月 22 日）資料 3 の整理にもとづき、入札単価を下げる場合、入札単価誤りによりペナルティ料金の追加支払いを要する場合には、属地エリアの一般送配電事業者へお申し出ください。

以 上